

会議録	
1 名称	第11期第10回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和8年1月26日(月)午前10時00分～12時
3 開催場所	男女共同参画推進センター3階 第1・2研修室 江東区扇橋3-22-2 パルシティ江東
4 出席者	会長:江上千恵子(学識経験者) 副会長:櫻木晃裕(学識経験者) 委員:木寺昌彦 千葉瑛介 持川雅憲 岩上浩之 長田智之 北島千絵 金子寿子 山岸悦子 オンライン:副会長:古谷英恵(学識経験者) 松山亜紀 欠席者:磐田朋子 猪瀬理恵 山中聡 事務局:人権推進課長、生活応援課長、男女共同参画係長、生活応援課係長、男女共同参画係員3名、計画策定委託事業者2名 傍聴者:1名
5 議題	(1)「男女共同参画KOTOプラン2026(素案)」に関するパブリックコメントの実施結果について (2)男女共同参画KOTOプラン2026(素案修正版)について (3)令和8年度男女共同参画審議会活動予定について (4)その他
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	次第 資料1 「男女共同参画KOTOプラン2026(素案)」に関するパブリックコメントの実施結果について 資料2 「男女共同参画KOTOプラン2026(素案修正版)」 資料3 第12期江東区男女共同参画審議会スケジュール 参考1 「男女共同参画KOTOプラン2021」(第7次行動計画)概要版※机上配布。終了後回収 参考2 「男女共同参画KOTOプラン2021」(第7次行動計画)※机上配布。終了後回収 参考3 「江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告書」※机上配布。終了後回収 ○席次表／第11期江東区男女共同参画審議会委員名簿※机上配布 ○意見シート
8 摘要	

【別紙議事要旨】

1. 開会

【人権推進課長】定刻になりましたので、第11期10回江東区男女共同参画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本審議会の定足数は8名でございます。委員定数15名のうち本日の出席委員は会場に10名、オンライン参加者は古谷委員、松山委員の2名で、合計12名です。欠席は、磐田委員、猪瀬委員、山中委員の3名です。よって、本日の会議は定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日、傍聴の希望の方は1名いらっしゃいます。すでに傍聴者にはお席に着いていただいておりますのでご報告いたします。

傍聴される方に申し上げます。傍聴席上にある資料は、会議中の閲覧用になりますので、お帰りの際には、資料は机に置いたままお帰りください。

なお、本日は、記録のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、ご発言の際は、マイクをお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日は、計画の策定支援を委託しております株式会社名豊のスタッフが同席し事務局と同様に対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料について、確認させていただきます。

皆様に資料としてお持ちいただいたのが、次第、資料1、「男女共同参画KOTOプラン2026(素案)」に関するパブリックコメントの実施結果について、資料2、男女共同参画KOTOプラン2026(素案修正版)、資料3、第12期江東区男女共同参画審議会スケジュール、意見シート、また、机上に配布させていただいておりますのが、参考1「男女共同参画KOTOプラン2021概要版」、参考2「男女共同参画KOTOプラン2021本書」、参考3「江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告書」でございます。次に、第11期男女共同参画審議会名簿で、裏面が席次表になっております。

なお、参考1と2の「男女共同参画KOTOプラン2021」の概要版と本書、参考3の「意識実態調査報告書」につきましては、会議後事務局が保管しますので、会議後は机に置いたままでお帰りください。

また、第9回の審議会の議事録につきましてはご確認いただきまして、ありがとうございます。現在ホームページに掲載しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の予定です。

議事1は、「男女共同参画KOTOプラン2026(素案)」に関するパブリックコメントの実施結果について、議事2は、男女共同参画KOTOプラン2026(素案修正版)について、議事3は、令和8年度男女共同参画審議会活動予定について、議事4は、その他について、以上、議事は4点でございます。

また、前回の審議会のご意見シートの提出はございませんでした。

それでは、この後の議事進行は、会長にお願いしたいと思います。江上会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】皆さん、おはようございます。今年もよろしくお願ひいたします。

2. 議事

議題(1)「男女共同参画KOTOプラン2026(素案)」に関するパブリックコメントの実施結果について

【会長】それでは、早速議事に入りたいと思います。議事(1)「男女共同参画KOTOプラン(素案)」に関するパブリックコメントの実施結果について、課長から説明をお願いします。

【人権推進課長】それでは、議事1の「男女共同参画KOTOプラン2026(素案)パブリックコメントの実施結果について」をご説明します。資料1をご覧ください。実施期間は、12月1日(月)から12月30日(火)まで。周知方法は、区報やホームページへの掲載やこうとう情報ステーション等に閲覧用冊子の配架のほか、実施期間中における人権啓発パネル展や男女共同参画学習講座等の人権推進課のイベントを活用して、周知を図り、11人の方から意見の提出がありました。提出者を年代別で見ると、(1)に記載のとおり20歳代から60歳代まで、それぞれの年齢層から意見が提出されております。裏面の(2)提出方法別の表のとおり、すべて区ホームページからの提出となっております。また、項番5意見の種類別件数は記載のとおり、全46件の意見でございます。

続きまして、別紙をご覧ください。ご意見と区の考え方について、パブリックコメント全件を掲載しており、12月に庁内の所管課に照会し、区の考え方をまとめたものでございます。意見をいくつか紹介いたしますと、表左側の意見番号1「町会・自治会の行事等において性別による役割分担が定着しているので固定的な性別役割分担意識の解消につとめてほしい」、といったご意見や、2ページの意見番号12「家庭における固定的な性別役割分担意識の解消」を求めるなどがあり、これに対しては、計画素案に記載の男女共同参画学習講座や広報等の実施などを通じ、男女共同参画の意識啓発に取り組んでいくことを区の考え方として示しております。また、目標2においては、意見番号14及び16から23までが防災に関するものになっており、災害時や避難所運営における女性視点についてなどのご意見をいただいております。次に、3ページの意

見番号24及び25、4ページの27は、区の審議会への女性参画推進等区民参画に関するご意見となっており、引き続き審議会等を所管する課に対しまして、審議会における女性割合の向上等のご協力をお願いしてまいります。その他子育てに関することなど多岐にわたるご意見をいただいておりますので、詳しい内容については後程ご覧ください。このご意見の要旨と区の考え方は、今後ホームページに掲載する予定です。説明は以上でございます。

【会長】今の課長からのご説明に対してご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

【副会長】33番ですが、「男女間の暴力被害」の修正についての意見で区の回答が「配偶者間等」の表現に修正するとありますが、「配偶者間等」としても、配偶者をベースにした関係と限定されてしまうので、他の項目の回答は包括的で拡充されているのに対し、33番だけ限定的に縮小されており違和感がありますので、表現方法の検討が必要だと思います。

【生活応援課長】こちらとしては、「配偶者間等」ということで、広く捉える意味での表記にしたのですが、今ご指摘のあったところを踏まえて、検討させていただきます。

【会長】私も33番については表現を広い意味にした方が良いと思います。

【人権推進課長】確かに、デートDVなど配偶者ではない男女同士の暴力というものが存在しておりますので、書き方については事務局の方で考えさせていただきます。

【会長】他にいかがでしょうか。

【副会長】私も副会長と会長のご意見に賛同いたします。「配偶者間等」といくら「等」つけたところで、配偶者とにそれに準じた事実婚関係を前提としていると一般には理解されると思います。暴力被害については男女間に限定されるというわけではありませんので、「親密な関係における」という表現が最も意図するところに近い表現ではないかと考えております。

【会長】ありがとうございます。他にご質問、ご意見がありますか。

【委員】資料1の4番の提出人数が11人と書いてありますが、他のパブリックコメントに比べてこの11人というのは多い方なのでしょうか。

【人権推進課長】パブリックコメントの件数ですが、他の計画ですと期間を1か月間設けて人数が10人前後、件数としては30件前後が多いかと思っております。また計画の内容によっては意見が多いものと少ないものがありますので、そこから考えますと、提出人数11人で件数46件という意見は、比較的多い方ではないかというのが事務局の感覚でございます。

【会長】他にはいかがでしょうか。また何かあれば、後で言っていただいても結構ですので、次に行きたいと思っております。

議題(2)「男女共同参画KOTOプラン2026(素案修正版)」について

【会長】議題(2)「男女共同参画KOTOプラン2026(素案修正版)」について、課長から説明をお願いします。

【人権推進課長】それでは、議事2の「男女共同参画KOTOプラン2026素案修正版」のご説明をいたします。今回の修正版は、前回の審議会や区内部の行政会議での審議とパブリックコメントの実施結果を踏まえ、1月中に区役所の各所管に修正案を確認いただき、まとめたものでございます。本日は、修正した主なものについてご説明します。

それでは、資料2をご覧ください。まず、目次をご覧ください。第2章についてです。これまでは2節構成となっておりますが、「2計画の見方」以降、計画の内容となっていましたので、「3計画の展開」の節を追加し、その下に各目標を記載する形といたしました。また、60ページ以降の巻末に資料編を追加しております。それでは、1ページをお開きください。全体を通じてですが、本文の下部に専門用語等について用語解説を記載しております。また、「第1章計画の基本的な考え方」、「2江東区を取り巻く動き」において、国や東京都の動向については、現在国や東京都の基本計画策定などの動向を踏まえ、最終的な計画策定の際に最新の状況を反映し修正する予定としております。

次に、7ページをお開きください。計画の体系では、審議会やパブリックコメントのご意見を踏まえ、ページ番号を入れるとともに、「基本理念」や「目標」などの表記を追加し、より見やすくなるよう工夫しております。

次に、11ページをお開きください。各目標に掲げる内容に関連したコラムを追加しており、このページでは、世界経済フォーラムの「ジェンダーギャップ指数」について解説しております。また、15ページでは、人権推進課で実施している「学校出前講座」の紹介を掲載するなど、全体を通じて、このようなコラムを複数追加しております。

次に、18ページをお開きください。施策5の2、主な取組の3をご覧ください。前回審議会でのご意見を踏まえ「ゆりかご面接」のように、区の事業名から内容を推測することが難しい事業については、かっこ書きで簡単な事業説明を加え、計画を目にした方にわかりやすくなるよう努めております。

次に45ページをお開きください。施策19の1、「区民に対する情報提供・啓発の推進の説明部分中、「配偶者間等の暴力被害」については、これまで「男女間の暴力被害」としておりましたが、DVは「男女間」のみで起きるとは限らないというパブリックコメントの意見も踏まえて修正いたしました。

次に、60ページをお開きください。このページ以降、資料編を追加し、「江東区の状

況」として区の人口や就労の状況、政策等への女性の参画状況、相談状況等について、また65ページ以降は、各施策の方向の現状と課題で示した「男女共同に関する意識実態調査」の概要と調査結果等を記載しております。素案修正版の全体説明は以上でございます。

このほか、全体的なデザインやイラスト等については、今後計画完成版を印刷する際に調整し、事務局において対応してまいります。

最後に、今後の予定ですが、素案修正版は本日の男女共同参画審議会におけるご審議後、計画案として審議会会長より大久保区長に答申いただく予定です。答申後の計画の取扱いですが、国・東京都の動向や関連計画の内容、予算編成等を踏まえて、必要な修正が生じた際は、区の各所管に最後の照会をかけ、各所管に内容について最終確認した後、計画策定を進めてまいります。その後、区議会第1回定例会の所管委員会や区の庁内会議において、計画策定の報告を行った後に、計画と計画概要版の冊子作成に着手する予定でございます。

なお、冊子として作成した計画及び計画概要版については、審議会委員の皆さまに配布予定でございます。私からの説明は、以上でございます。

【会長】ただいまの課長からの説明について、ご質問やご意見がございませんでしょうか。

【副会長】2ページの注釈5について、性暴力の定義が記載されています。ドメスティックバイオレンスの次が強姦と強制わいせつとなっていますが、令和5年度の刑法改正で、従来の強姦と言われていたものが不同意性交となり、強制わいせつも不同意わいせつと改められ、従来の力を用いたという範囲から同意がなかったという場合も性暴力にあたりと範囲が広がっておりますのでこの表現は刑法に準じて改めていただきたいと思っております。令和5年度に改正された刑法の176条と177条に規定されておりますので、ご検討いただきたいです。

【人権推進課長】刑法改正を踏まえ、用語につきましては修正をしていきます。

【会長】よろしく申し上げます。

私から1点、15ページにチラシを引用していますが、字が見にくいので、読めるくらい大きさにした方がいいのではないのでしょうか。

【人権推進課長】15ページの出前講座のチラシについては、左側に生徒向け、教員向けという文言で内容については分かるように記載しておりますが、チラシのイメージ図と文言のバランスを見て、視認性を高めることができるようであれば考えていきたいと思っております。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】先ほど「配偶者間等」というのは、配偶者に限定されてしまうので検討すると言われま

したが、6ページの江東区配偶者暴力対策基本計画の方が、配偶者暴力と限定されていいのかと疑問に思ったのですがいかがでしょうか。

【人権推進課長】配偶者暴力対策基本計画については、4ページに今回の計画の図を載せていまして、国の法律の中で、市区町村が定める基本計画という位置づけがありますので、その関係がわかるような形で「配偶者」というものは残した方がいいと考えております。

【会長】法律の表現が古いと思いますが、そうなっているので仕方ないと思います。

【副会長】関連法令を見ると、「等」と記載されていますので、省略する時も「江東区配偶者等」と入れる方が法令等の関連では正確かと思えます。

【人権推進課長】ご意見を踏まえまして、「等」を入れるかどうかは検討させていただきます。ただ、前回のKOTOプラン2021から、配偶者暴力に関する計画は名称を変えておりませんので、継続性というところも若干配慮していきたいと考えております。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】これまでの審議の内容も踏まえて、とても見やすくわかりやすく整理していただいていると思います。用語の説明や事例紹介、コラムが単なる説明だけでなく、挿絵や写真なども入っていて、読みたいという気持ちになりますし、勉強になる内容で、工夫が感じられました。取りまとめありがとうございます。細かい点になりますが、25ページの施策8の2防災における男女共同参画の推進の説明文で、「男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画を推進し、避難所運営や備蓄物資の配備など防災対策を推進します」と書いてありますが、現行案では「計画」とか「備蓄」という制度面に関する整備の記述が中心ですが、パブリックコメントや意識実態調査では、実際の避難所運営に女性や当事者の声が反映されているかという運営上の要望が多いかと思えます。運営意思決定のプロセスにジェンダー視点を織り込む表現を加えた方が良いと思いますがいかがでしょうか。例えば「地域防災計画を推進するとともに当事者の意見を反映した避難所運営体制の構築を進めます」など、その表記に変えることで主な取組反映されるのかは、不明な部分がありますがそこが気になりました。

【人権推進課長】確かに防災に関する意見をたくさんいただいております。意見として尊重しなければいけないと考えております。例えばパブリックコメントの意見番号19では、男女共同参画推進センターの職員が避難所運営や地域防災会議に参加して、女性視点の施策に反映できるようにして欲しいという意見をいただいております。それに対する区の考え方としては、防災会議には男女共同参画センターを所管する部長が委員として参加しており、男女共同参画の意見というのは、防災会議の場でも首脳部に伝えているというところですので、この計画の表記については、今回はこの内容で進めさ

せていただきたいと思います。防災の担当主管課でも、男女共同参画の視点を踏まえていくという話になっており女性視点に立った避難所運営や、女性の防災リーダーというのは、避難所運営を考えると必要であることは承知しておりこちらからも防災の主管課には意見は伝えているところです。

【会長】他はいかがでしょうか。

【副会長】1ページ目のジェンダーギャップの指数が低水準にあるということで、11ページに数字が書いてありますが、スペースがあるのでここにも148カ国中の118という数字を入れていいと思います。また区長のあいさつに対して計画内容との整合性が取れるようにしていただきたいです。そこに矛盾があると報告書自体が命取りになってしまいますし、包括的にいいことばかりを書いてもいけないので、具体的で尚且つ計画全体に反映される挨拶を期待しておりますので、よろしくをお願いします。

【人権推進課長】皆様の思いが詰まった計画ですので、検討させていただきます。

【会長】他にいかがでしょうか。これもまた追加で意見がありましたら後で言っていただきたいと思います。次に行きたいと思います。

先ほど課長から説明がありましたが、本日審議した内容については、私会長と事務局の方で最終的に調整をして、2月4日に会長より計画案を区長に答申する予定になっております。

議題(3) 令和8年度 男女共同参画審議会活動予定について

【会長】それでは、議事(3)令和8年度男女共同参画審議会活動予定について、課長から説明をお願いします。

【人権推進課長】それでは、議事(3)の「令和8年度男女共同参画審議会活動予定」をご説明いたします。令和8年度は、第12期男女共同参画審議会が発足しますので、その活動予定としてご説明します。資料3をご覧ください。

項番1、令和8年度の予定ですが、第12期男女共同参画審議会の発足とともに、施設見学を実施し、全3回、審議会を実施する予定でございます。第1回は、5月20日を予定しており、第12期審議会委員の委嘱式や8年度実施予定の男女共同参画事業の報告などを予定しております。第1回の開催場所は、江東区役所のため、本日の男女共同参画推進センターではございませんのでご注意ください。第2回は、区立学校で実施している出前講座の施設見学を予定しており、児童や生徒、教職員の受講状況などの見学を考えております。時期や開催校については、学校からの申し込み状況を鑑みて決定してまいります。最後に、第3回については、令和9年度の審議会スケジュールを議題と考えております。なお、今回お示しした予定は、現時点のものであ

り、今後の状況によっては変更・追加開催の可能性をお含みおきいただければと存じます。

次に、項番2、令和9年度以降の予定です。こちらは、次回の計画策定審議等の時期等を簡潔にお示しするものでございます。だいたいの予定となりますが、ご確認をお願いします。

最後になりますが、本日は第11期男女共同参画審議会の最後の開催でございます。委員の皆様におかれましては、2年間に渡り精力的にご審議やご意見をいただきまして、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。私からの説明は、以上でございます。

【会長】今の説明にご意見ご質問はありますでしょうか。今回最後の審議会ということですが、施設見学や出前講座に関して、新しい委員の方から希望などが出るかもしれませんので、今から決めることはせずに委員の多くの方が行きたいところに行くような形にしていきたいと思っております。

議事(4) その他について

【会長】それでは、議事(4)その他について課長より説明をお願いします。

【人権推進課長】議事のその他について、1件ございます。江東区パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度の状況について申し上げます。これまで人権推進課で受けましたパートナーシップ宣誓の件数ですが、先週末時点で合計8件受けております。なお、ファミリーシップの宣誓については、0件でございます。月平均にしますと、ひと月当たり1件程度の宣誓が来ていますので、今後はこのまま着実に事業を進めてまいりたいと考えております。議事のその他については以上です。

【会長】今の説明について、今後周知すればもっと増えると思っておりますので、進めていただきたいと思います。

3. その他

【会長】最後に、事務局より説明をお願いします。

【事務局】事務局から、2点ほどございます。

1点目ですが、意見シートについてです。事前に意見シートをお配りしておりますが、審議会後にお気づきになられた点、会議中に発言しきれなかった点等について記入していただき、2月10日、火曜日までに提出する方はお願いいたします。なお、計画については本日審議いただいた内容をもって、最終的には事務局と会長で調整いたしますのでよろしくお願いいたします。2点目として、今期の審議会についてです。先ほど皆様から

感想やご意見など様々ないただきましたが、ご案内の通り本日が最後の審議会となります。特に今期はパートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度に関しまして、審議会の回数を増やすなどの対応していただきまして、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。また今年度に入りましては、男女共同参画KOTOプラン2026の策定にもご尽力いただきまして、本日素案修正版ということで、大変良いものにまとめることができました。皆様からの貴重なご意見をいただきましたことを、改めて感謝申し上げます。今後とも江東区の男女共同参画の推進にご協力をいただきますようお願いいたします。長い間ありがとうございました。事務局からは以上でございます。

4. 閉会

【会長】繰り返しになりますが、今期メンバーで最後の審議会になりますが、ご協力いただいた点を皆様にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。以上で本日の審議会はこれにて閉会いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。